

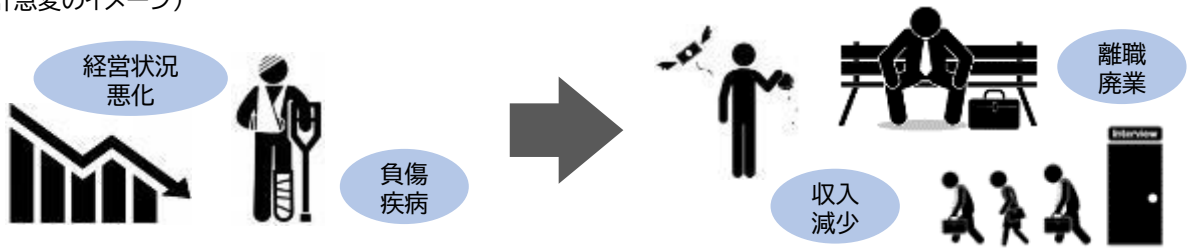
国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて

制度の概要

- 自己の責めに帰することのできない事由(※1)により、保護者等全員(※2)の収入が減少して家計が急変した世帯に対して、奨学のための給付金(※3)を支給します。

- ※1 負傷や疾病、経営状況の悪化などによる離職・休職・廃業・収入減少など。
対象となる事由は、P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
※2 就学支援金の保護者等の考え方と同じです。
※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。

(家計急変のイメージ)



支給対象となる要件

- 基準日(P.2「給付金額」参照)現在の状況が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ①保護者等が大阪府内に住所を有していること。
➡ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ②家計急変の発生事由が別に定める要件に該当すること。
➡ P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ③保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額が対象生徒の区分(P.2<給付金額>)相当であると認められる世帯であること。(※4)
- ④令和7年12月1日以前に家計急変した者であること。
➡ 令和7年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。
- ⑤生徒が国公立の高等学校等専攻科に在学していること。
- ⑥生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ⑦原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑧生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)

※4 家計急変事由の発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変事由の発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことで、

●所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約371万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

⑨「給与収入」は給与と賞与などの合計金額を、「給与収入以外(所得)」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

給付金額

- 給付金額は基準日によって異なります。
- 基準日は、家計急変事由の発生日(離職日・休職開始日・廃業日等)によって定められます。
- ⑧ 家計急変事由が、勤務時間の短縮やシフト日数の減少、給料の減額などによる収入減少の場合、家計急変事由の発生日は収入が減少し始めた月の給与振込日とします。

家計急変事由の発生日	基準日	給付金額
令和7年7月1日以前	令和7年7月1日	年額(下記<給付金額>を参照)
令和7年7月2日以降	家計急変事由の発生日の翌月1日 (発生日が月の1日の場合は当月1日)	$\text{年額} \div 12 \text{か月} \times \text{基準日の属する月から翌年3月までの月数}$ より算出した金額(例3を参照)

- 例1)令和7年4月25日に離職した場合、基準日は令和7年7月1日 ➡ 年額を支給
- 例2)令和6年10月1日に離職した場合、基準日は令和7年7月1日 ➡ 年額を支給
- 例3)令和7年7月分の給与(給与振込日は7月25日)から収入減少した場合、基準日は令和7年8月1日
➡ $\text{年額} 50,500 \text{円} \div 12 \text{か月} \times 8 \text{か月}(8 \text{月} \sim \text{翌年} 3 \text{月}) = 33,666 \text{円}$ (少数点以下切捨)を支給

<給付金額>

区分	対象生徒の区分		給付金額(年額)
			専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒		50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	10,100円
		イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯(※3)に扶養されている生徒	

申請に必要な書類

- 申請書に併せて、次の①～⑤の書類を提出してください。

①令和7年度 市町村民税・府民税の課税証明書等

保護者等全員必要

➡ 以下のいずれかの書類が必要です。

A: 課税証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

B: 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

C: 納税通知書の写し(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

事前に確認を!

保護者等全員、
税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要?

必要です!

②家計急変の発生事由を証明する書類

令和7年度非課税でない保護者等について必要

➡ 以下のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。また、家計急変の発生事由によって提出書類が異なります。詳細は、P.3『②家計急変事由を証明する書類』について』をご参照ください。

A: 離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など

B: 離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書(※5)、
その他事由を証明できる書類(理由によって異なります)

- ③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等全員必要
- ➔ 家計急変事由が発生した翌月(月の1日に家計急変した場合は当月)から連続3か月分(令和6年12月以前に発生した場合は令和7年1・2・3月分)の収入について、以下のいずれかの書類が必要です。
- なお、審査の状況により、追加で3か月分以上の書類の提出をお願いする場合があります。
- A:給与収入の場合…給与明細の写し
- B:給与収入以外(事業収入など)の場合…収入証明書(※5)
- C:収入が0円で、給与明細の写しや公的書類がない場合…無収入誓約書(※5)

④給付金振込先口座の通帳等の写し (申請書に貼付してください)

- ⑤生徒本人の在学証明書(※5)
- 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、
お通いの学校を介さず申請を行う場合のみ必要です。

※5 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通いの学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由			提出書類(※6)
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A):解雇 12(1B):天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A):特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B):特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C):期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A):事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B):事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C):正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D):正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B:雇用保険受給資格者証 又は離職票
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B:診断書等
廃業		自己の責めに帰することのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A:廃業届出書 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:廃業届出書 B:診断書等
休職(休業)		負傷、疾病等によるもの。	A:休職(休業)を証明する書類 B:診断書等
上記以外による収入の減少		自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B:事由申立書(※8)

※6 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限ります。

※7 事由によって異なります。 例)妊娠、出産、育児等による場合 … 母子健康手帳の写し等

※8 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通りの学校事務室を通じて又は下記の送付先に直接郵送してください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
- ⑧ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

	～令和7年7月1日	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年7月1日以前に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (年額)
令和7年7月2日以降に 家計急変事由が発生		家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備			支給 (事由発生日により 異なる)

FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、収入が対象区分相当であるか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象外です。両親ともに所得割額が0円でない場合は、両親ともに離職や休職などの家計急変事由が発生していることが要件です。
併せて、両親とも収入が対象区分相当であると認められる必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも10～12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階
大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ